

北区で子どもの遊ぶ場をつくる会規約

(総則)

第1条 本会の名称を「北区で子どもの遊ぶ場をつくる会」と称し、その事務局を代表宅に置く。

(目的及び活動)

第2条 本会は、子どもたちが「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、子どもの遊びの環境向上を図ること、並びに地域で様々な世代の人々が交流できる場を作ることなどを目的とする。

第3条 上記の目的に合わせ、下記の活動を行う。

1. 一日プレーパークの開催及び運営
2. プレーパークに関する講演会、勉強会等の開催
3. その他、目的に合わせて必要な活動

(会員)

第4条 会員は、正会員及び賛助会員の2種類とし、本会の目的に賛同する人は所定の手続きを経て入会できる。正会員は総会において議決権を持つ。

第5条 正会員は、原則として年度始めに会費を納める。金額は別途定める。

第6条 賛助会員は、個人会員と法人会員とし、年会費1口以上を原則的に年度始めに納める。個人、法人ごとの1口の金額については別途定める。

(総会)

第7条 総会は、この会の最高議決機関とし、正会員によって構成される。

第8条 総会の成立は、一般会員の半数以上の出席(委任状含む)を必要とし、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第9条 次の事項の決定には、総会での議決を必要とする。

1. 予算及び決算の承認
2. 役員を選出
3. 規約の改正
4. その他

第10条 総会は年1回、年度末から2ヶ月以内を目処に代表が召集する。但し、代表が必要と認めた場合は臨時総会を招集することができる。

第11条 本会は、代表1名、副代表2名、会計1名、監事1名の役員を置く。

第12条 役員は総会で選出され、任期は一年とする。但し再選は妨げない。また必要なときは補充できる。

第13条 本会は、役員の外に世話人を置き、役員と共に世話人会を構成し、会の運営に当たる。世話人の定員については定めない。

(財政)

第14条 本会の財政は、会費、寄付金、その他によってまかなう。

第15条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、年度末に会計監査を受け、総会で承認を必要とする。

(会員資格の喪失)

第16条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届を提出したとき
2. 本人が死亡したとき
3. 継続して1年以上会費を滞納したとき
4. 除名されたとき

(除名)

第17条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、除名することができる。

1. この定款に違反したとき
2. 当会の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為を為したとき

(付則)

第18条 この規約は2003年4月1日より施行する。

2006年6月4日改正